

センターメンバー



「今」を生きるみなさんへ

伊丹市教育委員会事務局
社会教育課長 佐藤 直子

コロナ禍 2 回目の夏。今まで誰も経験したことがなかった出来事に私たちの生活は振りまわされています。それは子どもたちにとっても同じことで、中学生には中学生、高校生には高校生にしかわからない、いろいろと大変なことが存在していることでしょう。ここで一冊の本を紹介したいと思います。

サラ・ウォリス、スヴェトラーナ・パーマー『私たちが子どもだったころ、世界は戦争だった』文藝春秋 2010。この本は第 2 次世界大戦中、様々な国の当時 10 代だった男女 16 人の手記を編纂したものである。

1941 年、ドイツ軍に包囲されたレニングラードでは、配給が途絶え、ロシア人の少年は餓死するまでの日々をつづり続けた。英國の志願兵の少年はドイツの批判をネタにアメリカの少女とお気楽に文通を重ねている。パリの 13 歳の少女はドイツ兵を軽蔑しつつデートを楽しんでいる(しかも自分のドイツ語の宿題を添削させるというあざとさ)。1943 年、日本では戦争に批判的だったにも関わらず、身内の反対を振り切って海軍に志願した東大の学生がいた。ユダヤ人の少年はアウシュビツでの乱れ飛ぶ噂に一喜一憂し、それを記録しながら 18 歳の生涯を終える。戦時下に生きざるを得なかつたという運命で、見えない未来に絶望し、苦しみ、悲しみ、理不尽なことを嘆きつつも彼らがそこに存在した記録が 16 人分。突然途絶えた日記は、彼らの人生がそこで終わったことを示しているのが悲しい。

国によって彼らの境遇は大いに異なるが、宿題がないことを喜び、親の言うことに反発し、異性を意識しているのか「カーラーで髪を巻けなかつたのでひどい外見」を気にしたり、文通相手に写真をねだったり…過去を語るのではなくて「日記」という現在進行形であるゆえに、よりリアルに日常が、青春が、浮かび上がる。

この本を読むと、戦争について否が応でも考えざるを得ないと同時に、10 代の本質はいつの時代も変わらないことに、改めて気づかされます。ドイツの少年は「だけど、これは本当におかしなことだ。僕らは、映画館には入れないので、戦争には行かなければならぬのだ。まだ十五歳や十六歳だというのに。」と記しています。いまも、子どもたちは、大人の都合で理不尽なことがたくさんあると感じているでしょう。

そんな時期の真っただ中を過ごす「子どもたち」へ。「今」だけを見ると腹の立つことや理不尽なことが目に付くかもしれないけれど、俯瞰して眺めるとまた違ったものが見えてきます。「今」は世間に流されざるを得なくとも、「何が正しいか」はその時代や社会によって変化していきます。だから、いざというときに流されないために、「判断」を流れにゆだねるのではなく、自分の考え、意見を持つようにしてほしい。

今年の夏と同じ夏は二度とやってこないので、今できることを楽しんでほしいと思います。良い夏休みをお過ごしください。

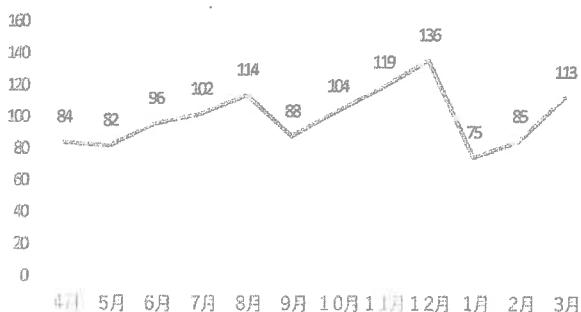
令和3年度 第1回 伊丹市立少年愛護センター運営協議会を開催しました。
はじめに、木下教育長から「委嘱状」及び「任命書」が委員に就任される方に交付されました。
次に、令和2年度及び今年度4月から6月までの「活動報告」を行い、
今年度の事業計画や年間行事予定等について協議しました。



最後に、「子どもの居場所の確保」について協議しました。それぞれの委員からは、「学校では、授業、行事、部活動において居場所を作るよう工夫していく。」といった意見や、「コロナの影響により家庭に居場所がなくなってきている。大型店のフードコーナーなどが居場所となっている。」「塾の自習室なども居場所となっている。」等のご意見を頂きました。子どもに居場所があることは心の安定につながります。ぜひ、それぞれの立場で、子どもの居場所づくりに努めていただきたいと思います。

万引きを止める一言 「こんにちは」

全国万引き補導人員の指標【14歳未満】



期間：平成30年1月～令和2年12月（警察資料）
(補導数/中心化移動平均) × 100

があるため、繰り返すうちに計画性が高まり悪質になるなどの特徴があるからです。また、繰り返すうちに罪悪感を感じなくなって常習化していくことがあります。

小学生に万引きをさせないことが今後の非行の防止、犯罪の減少につながっていくとも言えます。万引きへの抑制要因として、特に初犯や補導歴などがない子どもに「あいさつや声かけ」は高い効果があるという調査結果があります。地域の子どもたちに対して誰もが気軽にあいさつや声かけすることに難しい面があるのは、今の社会の課題です。しかし、万引き防止、非行防止の観点からも、子どもたちへのあいさつや声かけは効果的であることは間違いないのではないでしょうか。

参考：万引きに関する調査研究報告書（警視庁生活安全総務課）

刑法第235条は「他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。」としています。万引きは軽い罪ではなく窃盗罪に問われる重大犯罪です。

左のグラフは万引きで補導された14歳未満の人員の増減がはっきり分かるように、3年間の各月ごとの補導人員を指標で表したものです。12月・11月・8月・3月の順に多くなっています。さらに、少年の中でも小学生による万引きの比率が他の年齢層より高く、小学生の非行の約7割が万引きです。

被害品の種別は、中学生以上の場合は多岐にわたりますが、小学生の万引きは特徴的で、食品類（50%うち83%が菓子類）と玩具（28%）に集中していて、犯行場所はコンビニエンスストアが非常に多いことが調査により分かりました。

万引きは他の犯罪への入り口になりやすいと言われています。目的とする特定商品を狙い撃ちする傾向

があるため、繰り返すうちに計画性が高まり悪質になるなどの特徴があるからです。また、繰り返すうちに罪悪感を感じなくなって常習化していくことがあります。

小学生に万引きをさせないことが今後の非行の防止、犯罪の減少につながっていくとも言えます。万引きへの抑制要因として、特に初犯や補導歴などがない子どもに「あいさつや声かけ」は高い効果があるという調査結果があります。地域の子どもたちに対して誰もが気軽にあいさつや声かけすることに難しい面があるのは、今の社会の課題です。しかし、万引き防止、非行防止の観点からも、子どもたちへのあいさつや声かけは効果的であることは間違いないのではないでしょうか。

参考：万引きに関する調査研究報告書（警視庁生活安全総務課）

(7月) (暫定値)	幼児 少学生	中学生	高校生 その他	大人	(7月) 相談活動	
					電話相談	1件
声かけ	584	29	15	139	来所相談	9件
あいさつ	1818	49	110	298	メール相談	0件
遊びに関する事	11	0	10	0	(7月) 有害図書回収状況	
愚痴に関する事	0	0	0	0	有害図書	101冊
交通に関する事	40	0	1	4	有害AV	477個

子どもと保護者のためのなやみ相談窓口

- <電話相談> ☎ 072-770-8742
月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 10:00～17:30
- <来所相談>（要予約） ☎ 072-780-3540
月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 10:00～17:00
- <メール相談> aigo@itami.ed.jp

または、当センターHPのメールフォームをご利用ください

7月の事案 (少年愛護センターへの通報・ひょうご防犯ネット情報)

日 時 刻	場 所 (事 案)	概 要	一 行 为 者 确 保・警 告 等 が あ っ た も の に は ☆ 印 一
5 : 8:20	森本2(不審者)	前から歩いて来た男が、通行中の女子小学生のランドセルに突然手を伸ばしてきた。	
16 : 20:50	西台1(不審者)	立ち小便を注意された男が折り畳みナイフのような物を取り出し、刺すような素振りをした。	

<8月の主な行事>

4(水)	伊丹市少年補導委員連合会 役員会	24(火)	伊丹・宝塚・川西市少年補導委員 合同補導
4(水)	伊丹市少年補導委員連合会 定例理事会	24(火)	県青少年補導委員連合会 運営委員会
10(火)	広報啓発活動	27(金)	有害図書回収

*「センター通信」へのご意見ご感想を、伊丹市立少年愛護センター（TEL 072-780-3540）までお寄せください。